

公的研究費による取引に関する基本方針と依頼事項

本学において公的研究費によって執行する経費は、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に則り、公正かつ適正な使用と管理を行うこととしております。お取引先の皆さまにつきましては、本学の取引に係る方針、本学の研究費規程をご理解いただいた上で、適正な取引にご協力くださいますようお願いいたします。

記

【取引における禁止事項】

・次に掲げる不正・不適切な取引を行わないこと。

- (1) 預け金・プール金
- (2) 取引事実と異なる書類の提出
- (3) 支払期日の不明確な取引
- (4) 納品物品の持ち帰り
- (5) その他社会規範に反する行為

【納品・納品後の管理について】

- ・公的研究費より購入した備品等は、全て現物検収を行います。発注時に、本学の指定した場所（部署）への納品をお願いしています。また、5万円以上の備品は、「学校法人白百合女子大学 経理規程」等に基づき、資産登録を行い定期的な物品照合を行います。
- ・物品でない特殊役務（データベース、プログラム、デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検等）についても検収を行うため、完了報告書等の証憑書類の提出にご協力ください。

【不正・不適切な取引に係る処分、通報について】

- ・本学の教職員から不適正な取引を行うことを要求された場合には拒絶し、本学の通報窓口へ連絡をお願いいたします。
- ・取引が不正・不適切であると認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議のないようにお願いします。

【情報提供について】

- ・本学が不適切な取引の事実関係を調査する場合は、全面的に協力することとし、取引記録に関する帳簿等を求められたときは、ご提供をお願いいたします。

【誓約書の提出について】

- 本学では、本学構成員と取引業者との不正取引を未然に防ぐため、一定の取引実績(回数、金額等)のある場合に誓約書のご提出をお願いしております。趣旨をご理解いただき、本学より依頼のあった際には、ご提出をお願いいたします。

以上